

令和7年11月28日

千葉県報第14097号別冊

## 監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査及び財政的援助団体等監査)

千葉県監査委員



# 目 次

## 措置内容の公表の概要

1 措置通知提出日	1
2 措置通知機関数	1
3 指摘等結果の措置通知件数	1

## 第1 定期監査

### 1 普通会計

その1 健康福祉部児童家庭課（健康福祉部子育て支援課）	3
その2 健康福祉部児童家庭課（健康福祉部子育て支援課）	3
その3 県土整備部都市整備局住宅課	4
その4 教育庁企画管理部財務課	5
その5 文書館	5
その6 印旛健康福祉センター	6
その7 山武健康福祉センター	6
その8 長生健康福祉センター	7
その9 安房健康福祉センター	9
その10 君津健康福祉センター	9
その11 衛生研究所	10
その12 市川児童相談所	10
その13 銚子児童相談所	11
その14 富浦学園	12
その15 保健医療大学	12
その16 中央博物館	13
その17 産業支援技術研究所	14
その18 香取農業事務所	14
その19 南部漁港事務所	15
その20 葛南土木事務所	15
その21 成田土木事務所	16
その22 山武土木事務所	17
その23 長生土木事務所	17
その24 君津土木事務所	18
その25 千葉港湾事務所	19
その26 一宮川改修事務所	19
その27 さわやかちば県民プラザ	20

その 2 8	千葉高等学校	2 1
その 2 9	行徳高等学校	2 1
その 3 0	柏の葉高等学校	2 2
その 3 1	我孫子東高等学校	2 2
その 3 2	大原高等学校	2 3
その 3 3	特別支援学校流山高等学園	2 4
その 3 4	飯高特別支援学校	2 4
その 3 5	夷隅特別支援学校	2 5
その 3 6	市原特別支援学校	2 5
その 3 7	木更津警察署	2 6

## 2 公営企業会計

その 3 8	柏井浄水場	2 7
その 3 9	ちば野菊の里浄水場	2 7
その 4 0	千葉工業用水道事務所	2 8
その 4 1	君津工業用水道事務所	2 8
その 4 2	がんセンター	2 9
その 4 3	総合救急災害医療センター	3 0
その 4 4	循環器病センター	3 1

## 第2 財政的援助団体等監査

### 1 出資団体

その 4 5	いすみ鉄道株式会社	3 2
その 4 6	千葉県住宅供給公社	3 2

### 2 補助金交付団体

その 4 7	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会	3 4
--------	------------------	-----

## 措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

1 措置通知提出日 令和7年10月20日から令和7年11月5日までに通知のあったもの

2 措置通知機関数

(1) 定期監査

ア 普通会計	37機関、	42件（指摘事項	7件、注意事項	35件）
イ 公営企業会計	7機関、	11件（指摘事項	4件、注意事項	7件）

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体	2団体、	3件（指摘事項	1件、注意事項	2件）
イ 補助金交付団体	1団体、	1件（指摘事項	1件、注意事項	0件）

3 指摘等結果の措置通知件数

(1) 定期監査

ア 普通会計

(ア) 指摘事項に対する措置（7件）

a 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	3件
b 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	2件
c 生活保護費に係る不適正な事務処理について、再発防止を求めたもの	1件
d 授業料及び就学支援金に係る不適正な経理処理について、再発防止を求めたもの	1件

(イ) 注意事項に対する措置（35件）

a 収入未済の解消を求めたもの	13件
b 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	8件
c 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	7件
d 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	3件
e 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1件
f 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	1件
g 不十分な施工管理による施工不備の発生について、再発防止を求めたもの	1件
h 個人情報の不適正な取扱いについて、再発防止を求めたもの	1件

イ 公営企業会計

(ア) 指摘事項に対する措置（4件）

a 財産管理について、適正な事務手続を求めたもの	3件
b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1件

(イ) 注意事項に対する措置（7件）

a 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	3件
b 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	2件
c 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	1件
d 前渡資金について、適正な事務手続を求めたもの	1件

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 指摘事項に対する措置（1件）

a 執行体制について、再発防止を求めたもの	1件
-----------------------	----

- (イ) 注意事項に対する措置（2件）
  - a 経営状況について、改善を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
- イ 補助金交付団体
  - (ア) 指摘事項に対する措置（1件）
    - a 経理処理について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

## 第1 定期監査

### 1 普通会計

#### その1

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課（健康福祉部子育て支援課）

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 8月20日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 9月11日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）について、14,987,580円の収入未済が認められた。

児童扶養手当返還金については、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

損害賠償請求訴訟に係る求償金については、財産開示命令の申立等を速やかに行うなど、早期解消に努めること。

#### 3 講じた措置の内容

児童養護施設元園長に係る国家賠償法第1条第2項に基づく求償金の収入未済6,556,612円については、これまで財産調査等を行い、可能な範囲での滞納額縮減方法を検討していたが、納付には至らなかった。県の求償権が、令和3年3月に時効により消滅することから、元園長に対する訴えを提起することとし、令和4年2月28日の千葉地方裁判所の判決により勝訴し、判決が確定した。

これまで、相手方や相手方代理人へ納付交渉を行っているが、納付がされないため、令和7年2月に本件債権に係る民事執行手続等について弁護士委託の契約を締結したことから、今後は、財産開示命令の申立等により、相手方の資産状況の把握に取り組み、収入未済の解消に努めていく。

児童扶養手当返還金の収入未済額8,430,968円については、滞納者に対する文書による一斉催告や一括返済が困難な者に対する分割による早期返還の指導のほか、分割による返還が滞っている滞納者に対しては再度の返還指導を行うよう、各健康福祉センターに指導した。

さらに、履行延期合意にあたっては、債務者に対し通帳の写し等の提出を求め、債務者の財産状況、返済能力を把握することに努めるよう指導した結果、10,000円を回収した。

また、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権949,740円の不納欠損処分を行うなど、適切な債権管理に努めていく。

#### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月22日

#### その2

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課（健康福祉部子育て支援課）

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 8月20日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 9月11日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金（母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び父子福祉資金元利収入（貸付金返納等））について、242,968,488円の収入未済が認められた。

今後は、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

また、特別会計母子父子寡婦福祉資金（違約金）34,205,840円（かい分）の収入未済について、多額であることから、出先機関における適正な債権管理を指導・助言し、解消に努めること。

### 3 講じた措置の内容

本件収入未済については、職員、母子・父子自立支援員及び償還協力員が、電話や文書により分納相談などの償還指導を行ったほか、就労等により平日の日中に接触が困難な滞納者に対しては夜間及び休日の訪問を行った。

平成27年度から引き続き、償還指導に応じない滞納者等を抽出して、弁護士委託による債権回収を実施している。

この結果、令和5年度末の償還金元利金の収入未済額242,968,488円について、21,810,110円を回収した。

また、特別会計母子父子寡婦福祉資金（違約金）34,205,840円（かい分）の収入未済について、出先機関においては償還金の回収を優先してもらおう一方で、徴収が可能な違約金については適切に請求を行い、1,174,800円を回収した。

分割納付時には財産調査に係る資料を添付するよう各健康福祉センター長あて通知するとともに、徴収が難しいと認められる違約金については違約金不徴収決定を行うよう指導するなど、解消に努めている。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月21日

## その3

### 1 監査対象機関 県土整備部都市整備局住宅課

### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 8月26日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 9月11日
- (4) 監査の結果

#### ア 区分 注意事項

#### イ 内容

土木使用料（県営住宅使用料）について、300,841,549円の収入未済が認められた。

今後は、債務者への法的措置又は徴収停止を検討する前提として、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

### 3 講じた措置の内容

土木使用料（県営住宅使用料）300,841,549円の収入未済について、滞納額が高額かつ滞納期間が長期の滞納者に対して県職員が直接訪問するなど、よりきめ細かな対応を図った。また、滞納者の連帯保証人への請求を行ったほか、明渡請求（17件）、明渡訴訟提起（9件）、強制執行（7件）を実施した。

さらに、退去滞納者のうち県外に転居した者、所在不明者及び県内に居住する徴収困難な者に関しては弁護士法人へ債権の回収を委託した。

また、生活保護受給者の住宅扶助費について、口座振替による代理納付を実施した。

その上で、令和4年度からは、県が長期高額滞納者への対応に注力するため、従来から委託している初期滞納者への電話催告に加え、短期少額滞納者及び県内居住の退去滞納者（徴収困難な者を除く）に対する文書催告・納付指導や収納業務等についても、千葉県住宅供給公社に委託した。

これらの対策により、上記収入未済に対し、67,771,897円を回収した。また、破産法第252条等の規定により免責された債権6,132,852円について、千葉県債権管理条例第9条第1項の規定により債権放棄等を行い、令和7年2月4日付けで3,199,040円、令和7年3月4日付けで2,933,812円、それぞれ不納欠損処理を行った。この結果、上記収入未済は、226,936,800円に減少した。

債務者の返済能力を判断するための財産調査等については、県職員による電話や臨戸、面談を複数回

実施し、対象世帯の収入・支出や生活状況、財産状況を把握していくとともに、引き続き他自治体の実施状況等を研究することとする。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月27日

その4

1 監査対象機関 教育庁企画管理部財務課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 8月16日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 9月11日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）について、201,802,086 円の収入未済が認められた。

滞納者への回収対策として、督促強化月間を設けるなどの積極的な取組が図られているが、いまだ多数の債務者がいることから、債権回収会社の積極的な活用を検討するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

本件収入未済については、「千葉県奨学資金貸付金債権回収マニュアル」に基づき、本人や連帯保証人等に対し、電話、文書等による催告を実施し、52,414,396 円を回収した。

加えて、地方自治法施行令第171条の6の規定による履行延期特約を締結し、収入未済額のうち36,000円が納期未到来の債権となった。

なお、1年以上返納がない者を対象に、令和5年4月から令和8年3月までを委託期間として、債権回収業者と業務委託契約を締結（令和6年2月には弁護士事務所による臨戸訪問を可能とする契約変更を締結）しており、令和6年度の回収額は、35,629,738 円（前述の回収額52,414,396 円の内数）となっている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

その5

1 監査対象機関 文書館

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

委託料の支払について、遅延損害金の発生が1件（2,800 円）認められた。

今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、委託料を支出する際に、支出伝票が所属決裁後に他の書類と混在してしまい出納局への持ち込みが遅れたことにより、支払遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金が発生した事例である。

当館では進捗管理表を整備していたものの、支出伝票の起票時に支払予定日を記載していたため処理状況の把握ができていなかったことが原因である。

再発防止策として、支払登録済みであることを確認した後に、進捗管理表に支払日の記入を行うよう運用を改めるとともに、支出書類を出納局へ持ち込む前に、書類が混在することのないよう、管理職を含む所属全体で適切な進捗管理を行うこととした。

また、支出事務の手引き及び内部統制3様式を活用し、職員に対して事務ミス防止の徹底を図るよう周知した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

## その6

1 監査対象機関 印旛健康福祉センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

報償費の支払について、過払い1件(13,000円)及び不足払い1件(13,000円)、児童扶養手当の支給について過払い2件(189,860円)が認められた。

今後は、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。

3 講じた措置の内容

報償費の過不足払いについては、報償費を支出する際に、同姓の同役職者へ誤って支払を行ったため、過払い及び不足払いが発生したものであり、支払に当たり組織的な確認が不足していたことが原因である。

再発防止策として、次の通り措置を講じた。

(1) 時間的に余裕のない作業とならないよう、計画的に事務に着手する。

(2) 確認者とともに、名簿の所属や名前を一字ずつ確認することを改めて徹底する。

(3) 事務の執行に当たっては、ミスは起こるものという考えのもとに、職員相互間でチェックを行うなどの基本的な事項を徹底する。

児童扶養手当の過払いについては、児童扶養手当支給業務に当たり、年金の受給情報をシステムへの反映が漏れていたことによる過払い(144,360円)と、新規認定の登録を行う際に生年月日を誤って登録したことによる過払い(45,500円)が発生したものであり、支払に当たり組織的な確認が不足していたことが原因である。

再発防止策として、次のとおり措置を講じた。

(1) 登録・変更内容の確認を徹底し、システムに反映させた後にも台帳を出力して正しく登録・変更されているかをダブルチェックすることとした。

(2) 手当支給前に支払データの確認を行う際、前回支給後に受付した登録・変更の内容が正しく反映されているかを再度確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月23日

## その7

1 監査対象機関 山武健康福祉センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

## ア 区分 注意事項

### イ 内容

(ア) 時効成立後の生活保護費弁償金について、誤って納付書を送付し、納付を受けた事例が 1 件 (4,533 円) 及びその返金に伴う遅延利息 (82 円) が発生した事例が認められた。

今後は財務知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。

(イ) 雑入 (生活保護費弁償金等) について、27,507,272 円の収入未済が認められた。

債務者が死亡した事案について、債権管理適正化の手引等に則り相続関係の確認を行うとともに、財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分執行停止の手続を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

## 3 講じた措置の内容

(1) 本件は、生活保護法に基づく生活保護費弁償金について、時効が完成しているとの認識がなく、時効完成後に納付書と催告書を送付した結果、相手方から納付を受けたものである。

当センターにおける生活保護費弁償金等の債権管理においては、債権管理簿及びこれを補完する調定額一覧により管理しているが、これらの表に時効の起算点を記載する箇所がなく、時効の成否について正確に把握できていなかったことが、本事案の発生原因である。

再発防止策として、調定額一覧に、債権ごとの時効の起算日及び満了日を記入する欄を設けるとともに、納付書発行に係る起案の際に、確認者や決裁権者等が適切にチェックできるよう、時効起算日に係る関係書類を添付することとした。併せて、収入事務の手引を再度確認し、知識の習熟に努めたところである。

(2) 雑入 (生活保護費弁償金等) の収入未済 27,507,272 円については、滞納者に対し文書や電話での催告や訪問等を行うとともに、一括納付が困難な対象者に対しては分割による納付指導を行った結果、1,390,344 円を回収した。

また、債務者が死亡した事案については相続人調査を、行方不明者については所在調査を行い、催告すべき相手方の把握に努めている。

今後も継続的な催告及び分割納付指導を行うとともに、令和 6 年 7 月に主務課から配布された「生活保護債権管理マニュアル」を適宜活用し、適正な債権管理に努め、収入未済の解消を図っていく。

## 4 措置の内容の通知があった年月日 令和 7 年 10 月 22 日

## その 8

### 1 監査対象機関 長生健康福祉センター

### 2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和 6 年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和 7 年 3 月 3 日

(3) 監査結果報告年月日 令和 7 年 5 月 28 日

(4) 監査の結果

#### ア 区分 指摘事項及び注意事項

#### イ 内容

(ア) 指摘事項

令和 5 年度から令和 6 年度の生活保護費の支給について、決裁を受けることなく虚偽の支給額を生活保護システムへ入力するなど、不適切な事務処理による被保護世帯への過支給が 31 件 (557,758 円) 認められた。

決裁による意思決定や組織的な支給状況の把握が行われず、不適切な事務処理が繰り返し行われたことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織内の牽制体制及び確認体制を確立させ、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 注意事項

過年度に支払うべき扶助費について、支払時期の遅延が 11 件（391, 229 円）認められた。  
今後は、事務処理の可視化及び共有を図るとともに、組織的に進捗状況の把握を行うなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。

(ウ) 注意事項

雑入（生活保護費弁償金等）について、21, 835, 893 円の収入未済が認められた。

今後は、債務者に対して適時適切に催告を行うとともに、生活保護が廃止された債務者に対しては所在調査や財産調査を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、複数人の被保護者に対して複数年にわたり生活保護費を過支給していたものである。

生活保護費の決定に当たっては、査察指導員の審査を経てから所属長の決裁を受けなければならないところ、支出額の確認を対象世帯の担当職員が一人で行うなど、長期に渡り組織的な確認が行われていなかったことが主な原因である。

再発防止策として、次のとおり措置を講じた。

- (1) 「保護決定調書」を決裁する際に「保護決定調書（控）」を作成し、システムから出力される「生活保護費支給明細書（点検用）」と「保護決定調書（控）」との照合を対象世帯の担当職員以外が行うこととした。
- (2) 担当職員ごとに「生活保護変更申請書（請求書）受付簿」を作成し、各職員は生活保護受給者及び各業者から請求書を受領した際には、受付簿に受領日、支払先、支払期限等を記載した上で、査察指導員に申請書の受理印をもらうこととした。その後、各職員は査察指導員に「保護決定調書」の決裁を受ける時、併せて受付簿の完了欄に確認印をもらうこととした。
- (3) 査察指導員及び各職員が課内会議等により事案の進捗状況の把握及び課題の共有を図るとともに、同一職員が同一地域を担当する上限期間を「2 年以内」と設定し、組織内の牽制体制を構築した。
- (4) 財務処理を行うに当たっては、生活保護課で確認された「生活保護費支給明細書（点検用）」と地域保健福祉課が作成し支出証拠書類に添付される「生活保護費支給明細書」に相違がないかを確認の上、決裁を受けることとした。
- (5) 内部統制 3 様式を見直し、当該事案を踏まえた事務処理のリスクを明らかにし、内部統制制度によるリスク管理を行うこととした。
- (6) 課内で不祥事案件の情報共有を行うとともに、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るため研修を実施した。

(2) 注意事項

本件は、令和 3 年度に支払うべき検診料等の扶助費について、合計 11 件の支払手続が行われていなかったものである。

ケースワーカーが收受した請求書について、経理担当者へ支払処理の依頼を失念していたことや、「照会処理簿」への記載が徹底されていなかったことが主な原因である。

再発防止策として、担当職員ごとに「生活保護変更申請書（請求書）受付簿」を作成し、各職員は生活保護受給者及び各業者から請求書を受領した際には、受付簿に受領日、支払先、支払期限等を記載した上で、査察指導員に申請書の受理印をもらうこととした。その後、各担当者は査察指導員に「保護決定調書」の決裁を受ける際に受付簿の完了欄に確認印をもらうこととした。

また、検診料については、課内で共有している「照会処理簿」に経理担当者への支払依頼日を記載することを徹底し、ケースワーカー及び査察指導員が毎月末に点検を行うこととした。

(3) 注意事項

雑入（生活保護費弁償金等）の収入未済 21, 835, 893 円については、滞納者に対し文書や電話での催告や訪問等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行った結果、2, 066, 827 円を回収した。

また、債権の消滅時効の到来による不納欠損処理（407, 827 円）を行い収入未済の解消に努めた結果、2, 474, 654 円減少した。

さらに、生活保護が廃止された債務者に対し所在調査を行い、督促状や催告書を送付した。強制徴収公債権については、今後財産調査を実施する予定である。

滞納処分等の取扱いについては、令和6年7月に主務課から配布された「生活保護債権管理マニュアル」を適宜活用するとともに、債権管理を行う中で発生した疑義等については、主務課に相談して解消に努めるなど、連携を図って適正な債権管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月22日

## その9

1 監査対象機関 安房健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

令和元年度から令和6年度までの扶助費（生活保護費）の支払について、不足払い45件（562,500円）が認められた。

決裁による確認体制が機能しておらず、過年度の認定誤りを見過ごし、長期に渡り不足払いが継続したことは遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、研修等による知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。

3 講じた措置の内容

本件は、扶助費の支払に当たり、住宅扶助の算定を誤ったことにより、不足払いが発生したものである。

住宅扶助に係る算定について、査察指導員もチェックしていたものの、組織として制度の理解が十分でなかったことが主な原因である。

再発防止策として、次のとおり措置を講じた。

- (1) 本事案を全所員に周知し注意喚起を図った。また、ケース診断会議において、被保護者の生活状況を把握するとともに、法令・通知等に当てはめた判断について、十分な確認・協議を行っていく。生活保護認定の決裁時に、ケース診断会議結果、法令等根拠資料及びケースファイルを必ず添付することとし、確認者は内容を十分確認することでチェック体制の強化を図る。
- (2) グループホーム入居世帯の住宅扶助の認定に当たっては、自治体からの家賃補助があるかどうかを必ず確認するとともに、家賃補助がある場合は生活保護受給者に適用される補助制度であるかを確認するよう、当センターで作成している「生活保護事務処理要綱」に明記した。
- (3) 査察指導員は、被保護者への訪問、面接等のケース記録や認定状況をまとめた査察指導台帳の内容を再確認するとともに、認定の際には、同台帳の活用を徹底し、過去の類似事例を参考にしながら認定作業にあたることとした。
- (4) 担当職員は生活保護制度及び関係法令の理解を深めるため、生活保護に係る各種研修会に積極的に参加することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月23日

## その10

1 監査対象機関 君津健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月 4日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入（違約金）について、4,404,800 円の収入未済が認められた。

今後は、時効の進行状況を適切に把握するとともに、債務者の返済能力を判断するための財産調査への協力を依頼するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入（違約金）の収入未済4,404,800 円については、債務者、連帯債務者及び連帯保証人に対して、電話や文書、訪問による催告を行い、分割納付の指導や債務承認書の徴取など必要な措置を講じ、時効の更新を行うとともに、返済に結び付かない者には財産調査同意書の提出依頼を行った。

また、償還期間中の生活や財産の状況が違約金不徴収事由に該当する者には、不徴収決定を行うなど、収入未済の解消に努めた結果、令和7年6月末現在で607,400 円縮減した。

引き続き、時効の進行状況を把握しつつ、財産調査に向けた交渉や手続を行うなど、適切な債権管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月23日

その11

1 監査対象機関 衛生研究所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費）について、令和5年度分の調定が欠落している事例1件（2,405 円）及び前回監査に引き続き調定が遅延している事例が認められた。

今後は、定例業務の一覧表に調定時期を明記し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、行政財産の目的外使用許可をした自動販売機の電気料について、令和5年度に行うべき調定を令和6年度に行っていたため、令和5年度の調定が欠落し、また、令和6年度の調定が遅延したものである。

年度当初の業務が多忙であったことに加えて、進捗状況の把握が組織として不十分であったことが主な原因である。

再発防止策として、今後は、電力会社から請求書を収受した後、速やかに調定伝票を起票するため、調定すべき時期が所属内で把握できるようチェックリストを作成し、確認者や管理職等が調定事務の進捗管理を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月23日

その12

1 監査対象機関 市川児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

需用費の支払について、遅延損害金の支払が1件（1,655円）認められた。

今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、毎月支払の生じる事務所の電気料金について、請求書を紛失したことにより期日までの支払がなされず、遅延損害金を支払ったものである。

郵便物の整理が不十分であったこと、定期的な支払を要する業務が洗い出されておらず、適切な引継ぎや業務の進捗確認ができていない状況であったことが原因である。

再発防止策として、到着した郵便物は当日中に担当者へ振り分けることとし、各担当者において適切に管理することとした。さらに、定期的な支払が発生する業務は、一覧化した上で処理状況を随時入力することとし、支出事務の進捗状況を組織として把握できる体制に改めた。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月22日

## その13

### 1 監査対象機関 銚子児童相談所

### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、8,672,335円の収入未済が認められた。

一部の債務者が所在不明となっていることから、早急に所在調査を行い、実態の把握に努めること。

併せて、行方不明者や財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

加えて、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

### 3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対して文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、315,800円を回収した。また、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権1,126,560円を不納欠損処分としたところである。

所在不明となっている債務者について、施設措置中の児童は年度更新を実施する際に、住民票の取得等を行い、所在の把握に努めている。措置解除となった児童の保護者が債務者であるケースについては、今後、庶務課において市町村へ住民票の写しを請求することで、所在把握を行っていく。

行方不明者や財産調査の結果、返済能力がないと判断した者についても、連絡がとれる場合は、分納や認定額が小さい額のものからの納付を促すなど、解消に努めているところであり、また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を

行わないよう管理の徹底を図っている。

県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済については、債務者である保護者からの負担金納付に係る相談が児童福祉司に寄せられることがあるため、その際に納付を促したり、児童相談所の債権管理担当者から県立施設の債権管理担当者へ連絡し、債務者の納付に対する意識について情報共有を図ったりすることで、児童相談所と県立施設の対応を統一させ、滞納整理を行う方針である。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月22日

#### その14

1 監査対象機関 富浦学園

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

児童福祉施設費負担金（千葉市への請求分）について、令和4年度及び令和5年度分の調定が欠落している事例8件(71,354,131円)及び調定が遅延している事例が認められた。

複数年に渡り多額の歳入が未調定であったことは、当該年度の決算に影響を及ぼすものであり、誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、実施すべき業務を可視化するとともに、内部統制制度を確実に機能させるため、当該業務のリスクの詳細や対策を明記した上で、組織的に進捗状況を管理するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。

3 講じた措置の内容

本件は、千葉市措置児童に係る支弁措置費について、令和4年度分及び令和5年度分を請求していなかったものである。加えて、令和6年度第一四半期分の請求事務について市との調整に時間を要したことにより、調定が遅延したものである。

なお、市への未請求分(71,354,131円)については、令和7年3月に請求を行い、県へ収納されている。

制度の理解不足に加え、事務処理の遅延に対しての危機感が欠如していたことにより事務処理を放置していたこと、また、未処理となっている状況の発覚を恐れ、上司等へ情報共有がなされなかったため、組織として未処理の状況を把握していなかったことが主な原因である。

再発防止策として、組織としての理解を深めるため、財務規則や関係する要綱等を担当職員のみならず確認者や管理職等も確認し、適切な事務執行を行っていく。また、各月初めに庶務課内会議を実施し、業務の進捗状況の把握及び情報共有を図り事務処理に遺漏がないよう努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月22日

#### その15

1 監査対象機関 保健医療大学

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 需用費の支払について、前回監査に引き続き、支払時期の遅延が認められた。

今後は、チェックリストを活用した確認を行うほか、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

- (イ) 保健医療大学授業料について、3,696,135円の収入未済が認められた。

一部の債務者が所在不明となっていることから、早急に所在調査を行い実態の把握に努めるとともに、財産調査を実施するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

また、回収が困難な債権については、債権回収の外部委託を主務課と協議すること。

### 3 講じた措置の内容

- (1) 本件は、書籍等の需用費の支出事務に当たり、前年度に引き続き支払時期の遅延が発生したものであり、財務会計知識の不足及び支払事務に対する進捗管理が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、チェックリストを活用して、見積書の要件確認を行うとともに、コンプライアンス強化月間等を活用し財務知識の周知を行う。また、タスク管理システムを用いた進捗管理や、グループチャット等での進捗報告を行うことで、管理職員及び担当者以外の職員が支出伝票などの状況を確認できる体制を強化し、組織的に再発防止に取り組むこととした。

- (2) 保健医療大学授業料の収入未済3,696,135円については、その後、分納希望者1名の授業料の減免が決定されたため67,000円分減額がなされ、3,629,135円の収入未済となっている。このうち、分納に伴う納期未到来による収入未済が多かったため、その多くは納期までに収入された一方で、一部滞納者に対しては文書や電話での催告等を行い、計3,003,985円を回収した。

在校生に係る収入未済については、対面による状況把握や催告を行い、必要に応じて保証人と面談を実施することで未済額の縮減に努めていく。また、退学者に係る収入未済については、所在不明となっていた債務者1名の所在を把握したところであり、現地訪問により居住実態を把握していく。

さらに、適宜主務課と相談しながら債権回収に係る委託の導入について検討を行うとともに、総務部総務課で策定している「債権管理適正化の手引」を活用しながら、財産調査を実施するなど適正な債権管理に努めていく。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月20日

## その16

### 1 監査対象機関 中央博物館

### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査  
(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日  
(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日  
(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

過年度分の文化施設使用料等について、調定額を誤った事例(過大2件18,032円、過小2件5,140円)が認められた。

今後は、公有財産の評価を適切に行うとともに、決裁過程において根拠資料を基に算定額の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、行政財産使用料について、過年度に調定した金額が誤っていたものである。

使用料の算定に当たり、家屋評価額の算定根拠である公有財産評価調書を前年度のものを使用していたこと及び公有財産評価額算定に係る数値の入力誤りが原因である。

再発防止策として、公有財産評価調書等の根拠資料について、算定根拠となる関連公文書と相違がないか確認を徹底するとともに、入力誤りのリスクを低減するため、計算式を組み込んだ専用ファイルを作成の上、算定する。

また、館内研修を通じて入力ミスの事例を共有し、再発防止策の周知徹底を図っていく。

#### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

##### その17

#### 1 監査対象機関 産業支援技術研究所

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

##### ア 区分 注意事項

##### イ 内容

役務費の支払について、遅延損害金の支払が1件(82円)認められた。

今後は、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

#### 3 講じた措置の内容

本件は、役務費の支出に当たり支払遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金82円を支出したものであり、請求書を受領したものの、請求書ではないと誤認したことにより、支払処理を失念したことが原因である。

再発防止策として、書類を受領次第、速やかに内容の確認を行い、必要に応じて担当者へ引継ぎし、遅滞なく事務処理を行うよう所内に周知徹底を行った。

加えて、当事案を含む6種類の電話及びインターネット料金の支払について、新たに支払管理表を作成し、事務処理に遺漏や遅延がないよう、管理職が進捗状況を確認することとした。

#### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月27日

##### その18

#### 1 監査対象機関 香取農業事務所

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 4月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

##### ア 区分 注意事項

##### イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、19,864,237円の収入未済が認められた。

今後は、死亡した連帯保証人の相続状況を確認し、正確な相続関係を把握するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

#### 3 講じた措置の内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等の収入未済3件のうち、1件目(12,624,236円)は、団体指導課から債権管理業務を受託した弁護士が、連帯保証人も含めて返済を促した結果、令和6年9月に債務者から1,000,000円を回収した。

令和7年度は、委託した弁護士の手法を参考に7月に臨戸し、9月に債務者から1,000,000円を回収した。引き続き債権回収に努めていく。

2件目(6,451,130円)は、相続人全員が相続放棄をしたことを確認したことから、令和6年12月に債権管理条例に基づく債権放棄を実施し、令和7年2月に不納欠損を行った。

3件目(788,871円)は、死亡した連帯保証人の相続状況を確認していなかったため、新たに相続関係図を作成したほか、令和7年3月に千葉家庭裁判所に対し、死亡した連帯保証人の相続放棄及び限定承認の状況を照会し、相続放棄及び限定承認のいずれもしていないことを確認した。

そのため、死亡した連帯保証人の相続人3人に対し、8月に催告書を発出し、うち1人と主債務者同席のもと面談をした。9月に2回目の面談をし、主債務者から債務承認書、確約書及び財産調査同意書を徴取した。

今後も、主債務者及び連帯保証人への催告等を継続し、債権回収に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月28日

## その19

1 監査対象機関 南部漁港事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 7月 4日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 9月11日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（行政代執行費用等）について、2,658,180円の収入未済が認められた。

前回監査に引き続き、債務者の資力の把握がなされていないなど債権管理が適正を欠くことから、債務者の返済能力を判断するための財産調査を実施するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

船舶撤去に係る行政代執行費用等の収入未済3件のうち、1件目（940,870円）は、平成30年度に所有者の所在が不明となっていた船舶を簡易代執行により撤去したことにより、収入未済となったものである。本件は、令和6年6月に、再度、所在調査を行ったものの、所在の特定には至らず、これ以上の進展は見込めないと判断したことから、令和6年7月の消滅時効の成立に伴い、不能欠損を行った。

2件目（1,031,690円）は、平成26年度から不法係留されたプレジャーボートについて、県の撤去指導に従わなかったため、令和4年2月に実施された行政代執行による撤去に伴い、収入未済が発生したものである。

相手方に対して、令和7年3月に臨戸訪問により納付を求めるとともに、令和7年3月及び5月に在住市町村に対する所得・課税状況等調査を実施し、令和7年5月に携帯電話会社への契約者情報照会、千葉県企業局への県営水道使用料金支払方法調査、自動車税事務所への自動車税課税状況調査、電力会社への電気料金支払方法調査をそれぞれ実施した。また、令和7年6月に県内に所在する主要金融機関への取引状況調査を実施した。

3件目（685,620円）は、平成27年度から不法係留されたプレジャーボートについて、県の撤去指導に従わなかったため、令和4年2月に実施された行政代執行による撤去に伴い、収入未済が発生したものである。

相手方と債務弁済契約書を締結し、契約どおり四半期ごとに5万円が納入されており、引き続き支払が遵守されるよう適切に対応していく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月28日

## その20

1 監査対象機関 葛南土木事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月 5日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

## イ 内容

(ア) 需用費の支払について、遅延損害金の支払が1件(441円)認められた。

今後は、公共料金等の支払額を事前に把握し、支払手続に遅延が発生しないよう、講じた再発防止策を確実に実施すること。

(イ) 河川占用料について、複数年度に渡り調定額を誤った事例(過小1件1,470円)及び当該不足のうち消滅時効が完成し徴収不能金(420円)が発生した事例が認められた。

今後は、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、講じた再発防止策を確実に実施すること。

### 3 講じた措置の内容

(1) 本件は、浄化施設電気料の口座振替払いに当たり、他の口座振替払いが優先されたことにより残高不足が生じ、支払遅延及び当該遅延に伴う遅延損害金441円を支払ったものである。

令和6年6月に支払方法を口座振替払いに変更しており、口座振替日が検針票等で事前に通知されるものと誤信し支払処理を行っていなかったことが原因である。

当該事案の発生を受け、口座振替前に検針票等の送付を受けられるよう手続を行った。また、今後、支払方法を口座振替払いに変更する際は、従来の納付書を使用した直接払いとの変更点について確認を行い、自動引き落としの場合は事前に電気料金の確認ができるよう、電力会社との手続を速やかに行っていく。

(2) 本件は、平成30年度から令和6年度までの河川占用料について、調定額の誤り(1,470円の過小)が発生したものである。

平成29年度に占用面積が変更されたものの、平成30年度以降、占用面積が変更される前の誤った占用料を徴収しており、占用面積の変更について占用台帳への記載を失念していたことが原因である。

再発防止策として、河川占用料許可に係る書類を受領した際は、許可内容の確認と占用台帳への速やかな記入を複数で確認する。また、占用料の継続調定に当たっては、許可資料及び占用台帳を決裁時に参考資料として添付し、決裁過程において確認者や管理職等によるチェックを十分に行っていく。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月27日

## その21

### 1 監査対象機関 成田土木事務所

### 2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 1月 9日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

納期限を過ぎても納入されない歳入(強制徴収公債権)について、前回監査に引き続き、督促状の発付を行っていない事例が認められた。

今後は、所属で作成した歳入事務一覧のリストを活用し、確実な進捗管理を行うほか、事務の遅れが懸念される場合には、組織内でサポートする体制を整えるなど、同様の事例が発生しないよう、より効果的な再発防止策を講じること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、強制徴収公債権である道路占用料及び河川水面使用料について、財務規則に定められた期限までに督促状を発付すべきところ、前年度に引き続き未実施となっていたものである。

昨年度、同様の指摘があったことを受け、再発防止策として「歳入事務一覧リスト」を作成したものの、納入期限や督促状発付期限等の記載項目がなく、進捗状況を管理するには不十分なものであり、リストが活用されておらず、進捗管理が課内で共有されていなかった。また、組織的な進捗管理が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、次のとおり措置を講じた。

- (1) 「歳入事務一覧リスト」をより実用的なものに改善し、各調定の納入期限や納入状況、督促状発付期限等の情報を一元管理できるようにした。また、納入期限を経過しながらも支払が確認できない者に対しては、財務規則に基づき、納期限経過後 20 日以内に督促を行っている。
  - (2) 財務情報システムでの収入日の照会や、債務者に問合せを行うなど、随時、進捗状況を確認した上で、「歳入事務一覧リスト」に納入状況を反映させ、課内で共有することとした。
  - (3) 内部統制 3 様式を活用し、当該事務に係るリスクを把握した上で、適切な収入事務に努めていく。
- 4 措置の内容の通知があった年月日 令和 7 年 1 0 月 2 7 日

## その 2 2

1 監査対象機関 山武土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和 6 年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和 7 年 3 月 6 日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和 7 年 5 月 2 8 日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（行政代執行費用等）について、11,056,367 円の収入未済が認められた。

時効が完成した損害金については主務課等と協議の上、今後の対応方針について早急に決定すること。

加えて、譲渡債権の行使については相手方へ遅延損害金について説明をするなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

本件収入未済に係る 2 件について時効が完成している。時効が完成した損害金については、債務者が時効の援用をした場合には債権が消滅することから、主務課（河川環境課）との検討の結果、財産調査を行い、個別の事情を把握の上、債権放棄の事由に該当するか適切に判断し、債権放棄を行う方針とした。

また、譲渡債権の行使については、遅延損害金が発生することを令和 6 年度中に相手方へ説明した。引き続き、継続的な返納を求め、適切な債権管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和 7 年 1 0 月 2 7 日

## その 2 3

1 監査対象機関 長生土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和 6 年度 定期監査
- (2) 監 査 実 施 年 月 日 令和 7 年 1 月 1 7 日
- (3) 監 査 結 果 報 告 年 月 日 令和 7 年 5 月 2 8 日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

道路メンテナンス（点検）及び県単道路調査合併委託（橋梁点検その 2）について、積算金額の誤り（55,000 円の過少）により落札決定を取り消した事例が認められた。

正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は、組織内でのチェックを改めて徹底し、適正な積算を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、橋梁の定期点検に係る入札手続において、開札後に積算額の誤りが発覚したことから、落札

者の決定を取り消したものである。

見積徴取による定期点検の積算について、日数の計上を、「点検面積が 300 m<sup>2</sup>を超える場合の下限値は 1.6 日とする」という条件を見落としとしており、計算結果による 1.52 日を計上していたことから、過小に積算されてしまったことが原因である。

再発防止策として、積算時に使用する電子ファイル上の計算式に当条件を付すとともに、設計書の審査時において、注意点等を印刷し共有することで、チェック時の見落としがないよう、積算時のリスクについて「見える化」を図った。

#### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月27日

### その24

#### 1 監査対象機関 君津土木事務所

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年12月17日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 1月23日
- (4) 監査の結果

##### ア 区分 注意事項

##### イ 内容

河川敷地等において、産業廃棄物等による不法占用及び漁船等の不法係留が認められた。

不法占用については、占用者と接触を図るとともに、関係機関と連携し具体策を検討の上、撤去指導を行うなど、解消に努めること。

また、不法係留については、定期的な河川巡視により新規発生の抑止を図るとともに、船舶所有者を特定し撤去を促すこと。

#### 3 講じた措置の内容

不法占用は3件あり、1件目は小櫃川河川敷における不法投棄である。現地は官民境界が不明瞭であり、過去に境界立会を行ったが不調となっている。当事案について、行政代執行を検討したが、緊急性に乏しいなどの理由から、現時点で執行には至っていない。

そこで、平成25年に不法占用範囲の拡大防止措置として、バリケードを設置しており、現状において新たな投棄は発生していない。

また、令和7年2月27日には君津地域振興事務所と合同で不法投棄現場の確認及び相手方に対し廃棄物撤去を指導した。

今後も定期パトロールを実施するとともに、君津地域振興事務所及び袖ヶ浦市等の関係機関と連携して状況把握及び撤去指導を実施していく。

2件目は、浮戸川河川敷における倉庫の設置であり、これまで、現地パトロールを行いながら撤去を指導しているが撤去に至っていない。倉庫として占用している箇所への掘削の検討を行ったが、掘削前に倉庫を撤去し更地に戻すことが条件となっているため、相手方から業務を中断することはできないと拒否されている状況である。

令和6年10月7日に主務課と打合せを行い、今後は倉庫の撤去を指導することと併せて倉庫を残したまま掘削できないかなど、掘削方法の検討を進めることとした。

令和7年度は、令和7年8月28日に、当該箇所の隣接地を所有する袖ヶ浦市へ状況の聴取を行った。その後、9月30日に相手方に架電し、当該箇所の状況確認を行った。今後、不法占用の解消に向けた指導及び掘削の折衝と並行して、各関係機関と掘削等に向けた各手続について確認していく。

3件目は、七曲川河川敷地への資材等の留置であり、令和2年2月に河川作業届を提出して現地の伐採・伐木を行った法人が、作業後そのまま現地を資材置場として使用し続けているものである。法人は現地を個人から借りていると主張しており河川敷であるという認識がないため、撤去指導を拒否している状況である。

令和6年10月7日に主務課と打合せを行い、今後は、現地が河川敷であることを調査し、調査結果に

基づき法人を指導するとともに、定期パトロールを継続し、現地の状況把握に努めることとした。

令和7年度は、不法占用されている土地について地歴調査を行う手続を進めており、11月中に契約予定である。今後は、地歴調査の結果を踏まえ、所有権の範囲を確認した上で相手方に指導をしていく。

不法係留については、袖ヶ浦市奈良輪海岸保全区域等にプレジャーボートや漁船等が不法係留しているものであり、令和2年度に多数の不法係留が認められる奈良輪海岸に撤去指導の看板を設置したが、効果が得られなかったため、令和6年12月及び令和7年1月に係留状況の調査を実施した。

また、同年3月には、調査の結果判明した船舶番号を活用して、主務課を通じて国土交通省海事局へ船舶所有者情報の照会を行った上で、所有が判明した76艇の所有者79者に対して、「不法係留している舟艇について、令和7年5月9日を期限として速やかに撤去すること」を個別に求めた指導の通知書を送付した。

令和7年度は、今後、撤去指導に従わない舟艇所有者を確認の上、引き続き、不法係留の解消に向けた指導等を行っていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月27日

## その25

1 監査対象機関 千葉港湾事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 4月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

令和5年度及び令和6年度分の岸壁物揚場使用料等について、調定額を誤った事例（過大3件7,808円、過小2件279,120円）が認められた。

使用料の算定に正確性を欠き、相手方からの指摘により金額の誤りが判明したことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、正確な台帳管理を行うとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、岸壁物揚場使用料に係る調定額の過大3件、港湾水域占用料に係る調定額の過小2件が発生したものである。

岸壁物揚場使用料は、使用料を算定する専用のシステムに誤った係留時間を入力したこと、港湾水域占用料は、変更が生じた占用許可面積を台帳に記載しなかったことが主な原因である。

再発防止策として、岸壁物揚場使用料については、別途、表計算ソフトを用いて使用料を算定し、システムによる算定結果との突合を複数人でチェックを行うことで、システムへの誤入力を防止する体制に改めた。

また、港湾水域占用料については、許可内容に変更が生じた場合は速やかに台帳に記録するとともに、確認者を設け二重にチェックを行い、更に入力漏れ等がないか管理職によるチェックを行うなど、確認体制の強化を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月27日

## その26

1 監査対象機関 一宮川改修事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 1月17日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

河川激甚災害対策特別緊急工事（護岸工その1、その2）について、県の不十分な施工管理による仮締切堤防の施工不備が認められた。

緊急的に実施している治水対策工事において、適切な施工管理がなされなかったことは大変遺憾である。

今後は、巡視方法の見直しや施工者との積極的な情報共有など、再発防止に向けた対策を着実に実行すること。

3 講じた措置の内容

本件は、受注者である施工者が、県に承諾なく複数箇所において無断で仮締切堤防を撤去し、かつその修復を怠ったことなどが原因で、仮締切堤防の高さが不足し施工不備となったものである。しかしながら、その施工不備に関しては、発注者である県にも管理瑕疵及び一部過失（不十分な巡視）があった。

これを踏まえ、県では、再発防止策として、巡視方法等を見直し、以下の対策を実施した。なお、当該工事は令和7年3月26日に完了している。

(1) 巡視方法の改善・見直し等

現場に計測棒を設けるなど仮締切堤防高さの確認方法の改善や、シートの上から触診することで大型土のうの有無を確認するよう改善した。

定例工程会議などを通じて、施工者からできるだけ詳細な情報を聴取し、積極的な意見交換を行い、徹底した工事管理を実施した。

また、実施頻度を出水前（台風の接近等）及び通常時月1回程度と明確化し、施工者と共同で仮締切堤防をパトロールすることで、普段の気づきについても同時に共有することとした。

(2) 意思疎通・情報共有の改善・見直し等

出水が予想されるとき、気象情報などを施工者に提供することで、積極的な注意喚起を行い、危機管理意識を共有することとした。

施工者から新たに提供されたWEBカメラの閲覧権限により、普段や出水時の現場状況を必要に応じてリアルタイムで監視し、監視体制を強化した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月27日

その27

1 監査対象機関 さわやかちば県民プラザ

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

令和元年度から6年度までの教育施設使用料について、調定額を誤った事例（過大259件2,590円）が認められた。

今後は、使用料の改正があった場合には、関係するシステムの修正などを確実に行うとともに、修正後の内容を組織的にチェックするなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。

3 講じた措置の内容

本件は、令和元年10月の消費税率改定に伴う使用料及び手数料条例の改正があり、所内の料金表や徴収システムの改定を行った際、一部の教育施設使用料について誤りがあり、以降令和6年7月までその金額で徴収していたものである。

改正が行われた際の確認不足のほか、予算要求時に所定の様式で作成しなかったことや、組織的な確認が不十分であったことが主な原因である。

再発防止策として、使用料及び手数料条例改正時において、徴収システム及び所内資料を修正する際には、条例改正の資料を基に誤りがないか常に複数人で確認することとし、システム等への反映状況を組織的に確認するなど、確実なチェック体制を構築している。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月29日

## その28

1 監査対象機関 千葉高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

過年度分の全日制高等学校授業料について、調定額を誤った事例（過大1件49,500円）が認められた。

今後は、職員間での生徒異動情報の可視化及び共有を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、本来徴収すべきでない休学期間中の授業料49,500円を徴収していたものである。

生徒異動の情報共有が口頭のみで行われ、記録に残る形で処理されていなかったため、生徒の休学情報が生徒コード台帳兼授業料徴収簿に適切に反映されておらず、担当者が授業料徴収対象者を把握できていなかった。また、調定伝票の決裁の際に授業料調定調書を添付しておらず、組織として授業料徴収対象者の確認をしていなかったことが原因である。

再発防止策として、生徒異動情報については口頭での伝達に加えて、状況が把握できる資料の写しを担当者に手渡したうえで確認を行うとともに、調定伝票の決裁の際には、生徒異動情報を反映した生徒コード台帳兼授業料徴収簿を作成し、それに基づく授業料調定調書を添付し、組織として授業料徴収者の確認を行うこととした。

また、内部統制3様式を再確認し、適正な事務処理に努め、作業手順を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

## その29

1 監査対象機関 行徳高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の要配慮個人情報記載された書類を紛失した事例が認められた。

今後は、個人情報を取扱う場合には必ず複数の職員で確認するとともに、研修等により職員の意識の向上に努めるなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。

3 講じた措置の内容

本件は、生徒1名の「健康診断票」「入学時健康調査」の紛失が発覚したものである。

発覚後は、当該生徒が自宅に持ち帰っていないかを確認したが、書類は見つからなかったため、保護者に経緯を説明の上、謝罪を行った。

職員間の連絡不徹底や個人情報の取扱いに慎重さを欠いていたことが主な原因である。

再発防止策として、以下の取組を行った。

(1) 個人情報の取扱い確認・保管について

教職員に対して、生徒の個人情報を含む書類を扱う際は、複数の職員で複数回確認することを改めて周知するとともに、回収方法、回収後の確認方法、保管するまでの担当者や保管場所を予め定めた上で取扱うことを徹底した。

(2) 研修会の実施

校内で組織するモラルアップ委員会において、生徒の個人情報を含む書類を扱う際にミスを起こさないためにはどうすべきかという内容で研修を行い、その結果を職員全員に周知した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月29日

### その30

1 監査対象機関 柏の葉高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

全日制高等学校授業料等について、調定が1か月以上遅延している事例が17件(27,700,656円)認められた。

発生した調定遅延に対して適切な再発防止策を講じなかった結果、繰り返し多くの調定遅延が生じたことは、組織として歳入事務の進捗管理に適正を欠くものである。

今後は、各月に行うべき事務の一覧表を作成し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、全日制高等学校授業料等に係る収入事務において、調定すべき時期を遅延して伝票の起票を行ったものである。

年度当初や月ごとに行う事務について、組織として把握できておらず、管理職等による業務管理が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、各月に行うべき事務の一覧表を新たに作成の上、担当者のみならず確認者や管理職等を含めて業務内容や期日等を正確に把握していくこととした。併せて、庁内ホームページのスケジュール機能の活用や、チャットによる指示内容等を記録に残すなど、期日に対する意識を強化し、進捗状況の把握漏れを防ぐこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月29日

### その31

1 監査対象機関 我孫子東高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 2月14日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

## イ 内容

令和元年度から令和4年度までの授業料について、職員が立替払いをした事例（584,100円）及び令和3年度から令和4年度の就学支援金について未申請者分を虚偽報告し授業料に充当させた事例（326,700円）が認められた。

組織として事務の進捗管理や情報共有がなく、また、決裁による確認体制が機能しておらず、複数年度に渡り不適正な会計処理が行われたことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、組織的に進捗状況を適切に把握するほか、組織としての確認体制を確立させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、授業料の徴収に当たり、未納となっている授業料を担当職員自らが立替払いを行ったこと、また、就学支援金に係る未申請者4名を就学支援金認定者として虚偽の報告を行い、授業料に充当させた事案である。

授業料の徴収事務は担当職員と補助者で行っていたが、未納状況が事務長等へ報告されておらず、組織内での進捗管理や情報共有が行われていなかった。また、就学支援金を授業料に充当させる際は、決裁時において確認者や事務長等のチェックを受けるものの、就学支援金対象者の突合や人数等の確認が十分にできていなかったことが原因である。

再発防止策として、組織内におけるガバナンスの強化を図るため、全ての業務について、「報告・連絡・相談」を徹底させている。授業料に係る業務については、「千葉県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱」に基づき、生徒一人ひとりの未納状況等をまとめた台帳及び記録簿を作成し、事務室と教職員の情報共有を図っている。

さらに、就学支援金対象者については、オンラインシステム（e-Shien）の入力情報と生徒コード台帳兼授業料等徴収簿の照合を複数人で行うことを徹底している。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

## その32

### 1 監査対象機関 大原高等学校

### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

#### ア 区分 注意事項

#### イ 内容

特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）について、2,596,006円の収入未済が認められた。

連帯保証人の所在が把握できていない事案については、臨戸等による所在調査を早急を実施すること。

また、長期滞納者に対しては連帯保証人への催告を行うなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

### 3 講じた措置の内容

本件収入未済に係る債務者のうち、1名分の連帯保証人に対して、請求を行った際に郵送した書類が受取人不明として返送されるなどにより、請求が行えていない状態であった。

このため、所在調査を主務課へ依頼し、連帯保証人の住所が特定できたため、相手方に対して催告書の送付や架電を行っている。

今後は、借受人への定期的な電話催告だけでなく、訪問による催告も行って現状を把握するとともに、納付を促していく。また、長期滞納者に対しては、連帯保証人への催告を行うとともに、延滞利息についても説明し、分割納付等の相談もしながら早期の納付に繋げ、滞納額の減少を図っていく。

#### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月29日

##### その33

#### 1 監査対象機関 特別支援学校流山高等学園

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

##### ア 区分 指摘事項

##### イ 内容

扶助費（就学奨励費）等の支払について、過払い5件（216,944円）及び不足払い1件（4,452円）が認められた。

決裁による確認体制が機能しておらず、相手方からの指摘により判明したことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、算定根拠資料を基に算出額に誤りがないか組織として確認するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。

#### 3 講じた措置の内容

本件は、令和5年度に支給した就学奨励費（修学旅行費）について、参加していなかった生徒に対して、修学旅行相当分を誤って支給したこと、また、令和5年度の災害給付金について、対象の生徒を誤って支給したことにより、過払い及び不足払いが発生したものである。

就学奨励費の支給に当たっては、支出伝票の決裁時において、修学旅行の参加状況の分かる資料を添付していたものの、支給担当者が修学旅行参加生徒数の確認を学年担当者への口頭のみでの確認としていたため、決裁の根拠資料として十分なものとなっていなかったこと、また、期限内に支給するため振込作業に注力してしまったことで、組織としての確認体制が十分に機能しなかったことが原因であり、4名の生徒に過払いを行ってしまった。

災害共済給付金の支給に当たっては、本来であれば令和5年度の生徒名簿を参照して支払先を確認すべきところ、令和6年度の名簿を参照したため、同姓の卒業生と在学生在を混同したこと、また、災害報告書に記載されている保護者の氏名と生徒名簿との突合を行っていなかったことが原因であり、1名の卒業生に不足払い、1名の生徒に過払いを行ってしまった。

再発防止策として、執務室内で当該事案を共有し、正しい事務手続について改めて確認するとともに、今後は、就学奨励費や災害共済給付金の支給事務を行う際は、根拠として十分な資料を添付の上、確認者や管理職等も十分なチェックを図っていく。また、管理職によるマネジメント機能を十分発揮することで、業務多忙等の際にも十分な確認を行っていく体制づくりを図っていく。

#### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

##### その34

#### 1 監査対象機関 飯高特別支援学校

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

##### ア 区分 注意事項

##### イ 内容

一般廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、家庭ごみと同様の処理を行っていた事例が認められた。

今後は、関係法令等の確認を徹底するとともに、排出する一般廃棄物の処理については、一般廃

廃棄物収集・運搬業者との委託契約を締結するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、学校から排出された可燃ごみ等の一般廃棄物について、家庭ごみと同様の処理を行っていた案件である。

廃棄物の処理に関する知識不足のほか、組織的な確認が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、庁舎管理事務に係る法令全般の習熟を図るとともに、組織としてのチェック体制を強化していく。また、法令の解釈や手続等について、疑義が生じた場合は、速やかに関係機関へ照会を行うなど、適正な処理を行っていく。

なお、現在は、一般廃棄物収集運搬業者に処理業務を委託しており、適切に処理を行っている。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

## その35

### 1 監査対象機関 夷隅特別支援学校

### 2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

### (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

委託料の執行について、予算不足が生じたまま契約を締結した事例が認められた。その結果、他の委託契約の支払が行えず、発注者としての優位性から受託者に請求書を送付しないよう依頼した不適切な事例が認められた。

今後は、予算の執行状況及び定例的な支払事務の進捗を組織的に把握するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、スクールバス運行等業務を委託するに当たり、執行可能な予算残高が不足しているにもかかわらず、予算残高を超えた契約を行ったこと、また、当該手続に伴い予算不足が生じ、既に単価契約として契約していた一般廃棄物収集運搬業務の支払ができなくなり、支払遅延を回避するため、受託者に対して請求書を送付しないよう求めたものである。

財務情報システムでは単価契約分の支出負担行為を行っていなかったため、当該委託契約の支出負担行為伝票の起票が可能であり、契約できるものと誤認してしまったことが原因である。

再発防止策として、今後は、単価契約分を考慮して予算差引簿へ入力することで予算の執行管理を行うこととし、予算不足が生じないよう、事務室内で定期的に進捗状況を確認していくこととした。

また、管理職から発注者としての適切な管理・監督業務について、注意喚起を行うことで、コンプライアンス意識の向上に努めていく。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

## その36

### 1 監査対象機関 市原特別支援学校

### 2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

### (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

扶助費（就学奨励費）の支払について、過払い1件(83,600円)及び不足払い1件(83,600円)が認められた。

決裁による確認体制が機能しておらず、翌年度に相手方からの指摘により判明したことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、算定根拠資料を基に算出額に誤りがないか組織として確認するなど、講じた再発防止策を確実に実施すること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、令和5年度に支給した就学奨励費について、支出対象者とは異なる者に支出したことにより、過払い及び不足払いが発生したものである。

決裁の際に、算定に係る根拠資料を添付していなかったため、組織的な確認が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、就学奨励費に係る実際の支給額の内訳を作成し、システムに経費を入力した計算結果との突合を行うとともに、読み合わせによるダブルチェックを徹底する。併せて、支出事務の完了後は、経費ごとに正確に支給されているかについて、事後確認を徹底することとした。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

## その37

### 1 監査対象機関 木更津警察署

### 2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月 4日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

木更津警察署建築物環境衛生業務委託において、必要な最低制限価格を設定せず、本来であれば失格となる入札者に落札決定し、取り消しを行った事例が認められた。

今後は、制度の理解を図り、組織的なチェック体制の強化など、講じた再発防止対策を確実に実施すること。

### 3 講じた措置の内容

本件は、令和6年度より建築物環境衛生業務委託に日常清掃を追加したことにより、最低制限価格を設定する必要があったところ、入札制度の理解が不足していたことから、最低制限価格を設定せず、これまでの書類を使用したまま入札手続を行ってしまったものである。これにより、開札において、失格とすべき入札者に落札決定をしたことから、入札の取り消しを行った。

契約に関する知識不足のほか、組織的な確認が不十分であったことが原因である。

再発防止策として、警察本部から木更津警察署に対し、入札手続に係る各種制度について、内部監査において対面での指導教養を実施するとともに、他署に対しても毎年度発出している「新年度契約における自主点検チェック表」について、入札を実施する「日常清掃を含むビル管理等の業務委託においては最低制限価格の適用を受ける」ことを明記するなど、同種事案の防止を図ったところである。

また、木更津警察署においては、警察本部からの通知文書を担当者及び会計課長で情報共有するなど、入札制度の理解を図るとともに、マニュアルや内部統制3様式を活用することで、適切な手続を行っていく。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年11月5日

## 2 公営企業会計

### その38

#### 1 監査対象機関 柏井浄水場

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日
- (4) 監査の結果

##### ア 区分 指摘事項及び注意事項

##### イ 内容

##### (ア) 指摘事項

行政財産使用許可に伴う土地使用料について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例が認められた。また、時効により過年度分の使用料相当額が徴収できず、県の損害が発生している。

主務課と対応を協議の上、適切な措置を講じるとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、関係要領等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

##### (イ) 注意事項

特定調達契約である柏井浄水場外庁舎清掃及び害虫等防除業務委託について、政令や規程に定める手続によらず入札を執行した事例が認められた。

今後は、財務知識の習熟を図るとともに、組織的なチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

#### 3 講じた措置の内容

##### (1) 指摘事項

主務課と対応を協議し、行政財産使用許可の変更許可書を相手方に交付し、2分の1減免した額で行政財産使用料を徴収した。

また、地方自治法の規定により遡及できる範囲内である過去5年分の使用料相当額105,600円については、令和7年6月2日に調定し、入金済である。

今後の対応として、行政財産使用許可の手続を行う際は関係規程・要領について最新であるかどうかを確認するとともに、回議の際は最新の事務取扱要領も添付することにより、減免規定に誤りがないかのチェック体制を強化する。

##### (2) 注意事項

経理課と対応を協議し、現契約は落札者が従業員を雇用して清掃等の業務を開始しており、現契約自体は有効であること、契約解除による当局の経済的損失等のデメリットや、既契約者の権益の保護を考慮し、原契約を継続することにした。

なお、本来の落札者となるべき者が特定できないことから、失格者全員に説明と謝罪を行った。

今後の対応として、入札執行の決裁時に、財務規則の専決区分表と併せ、特定調達契約の適用対象となる額が記載されている通知を添付し、確認を徹底する。

また、契約事務に係る研修等に積極的な参加を促し、必要な知識の習得をさせる。

#### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

### その39

#### 1 監査対象機関 ちば野菊の里浄水場

#### 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

動力費の支払について、遅延損害金の発生が2件(2,600円)認められた。

今後は、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件注意事項に係る再発防止策を以下のとおりまとめ、実践している。

公共料金等、定期的な支払について新しく「支払一覧表」を作成のうえ、所属全体フォルダでの管理を通じ、担当者だけでなく管理職を含む組織全体で把握できるよう徹底した。

また、関係する北船橋給水場から送付される請求書については、ちば野菊の里浄水場総務課メーリングリスト宛てに送付を行い、確実に請求書データを受領し、確認を行うこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

#### その40

1 監査対象機関 千葉工業用水道事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

行政財産使用許可に伴う土地使用料について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例等が認められた。また、時効により過年度分の使用料相当額が徴収できず、県の損害が発生している。

主務課と対応を協議の上、適切な措置を講じるとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないように、関係要領等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、行政財産使用許可使用料の算定において、千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の解釈を誤り、3件の使用許可について、使用料の2分の1以内の額を減額すべきところ、全額を免除していたほか、1件の使用許可について、各会計年度における使用料の額が100円未満の場合は100円とすべきところ、80円を使用料としていたものである。

当該行政財産の使用者4者のうち3者については、誤って減額した使用料相当額を時効成立前の範囲内において遡及して請求し、収納済みである。残りの1者についても、同様に処理するための協議を進めている。

再発防止策として、同規程を再周知し、所属内で共通認識を図った。また、決裁書類に添付された根拠規定により、前例にとられることなくその都度確認を徹底するとともに、担当者、確認者及び所属長等による相互チェック体制を確立し、組織として再発防止を図ることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

#### その41

1 監査対象機関 君津工業用水道事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月12日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

行政財産使用許可に伴う土地使用料について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例が認められた。また、時効により過年度分の使用料相当額が徴収できず、県の損害が発生している。

主務課と対応を協議の上、適切な措置を講じるとともに、今後は、このような事態を二度と発生させないように、関係要領等の確認を徹底するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 注意事項

前渡資金について、精算手続が2か月以上遅延している事例が88件(121,606,803円)認められた。

今後は、財務知識の習熟を図るとともに、チェックリスト等を活用して事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、行政財産使用許可に伴う土地使用料に係る減免基準について、使用料の2分の1以内の額を減額すべきところ、過去から継続して全額免除していることに疑義を呈することなく、全額免除として処理を続けたものである。

当該使用料については、誤って減額した使用料相当額を時効成立前の範囲内において遡及して徴収することとし、収納に向けた協議を進めている。

再発防止策として、減免基準となる根拠書類を決裁時に付し、前例にとられることなくその都度確認を徹底するとともに、担当者と確認者の複数職員での確認に加え、所属長等が確認することにより、組織としてのチェック体制を強化した。

(2) 注意事項

本件は、前渡資金による支出について、本来であれば支出目的達成後速やかに整理簿等の提出が必要なところ、事務担当者の財務規程等の理解不足や組織としてのチェック体制が機能していなかったことにより事務の遅延が発生した。

再発防止策として、毎月定期的に通帳記入を行うとともに、チェックリストを作成し、事務処理の進行状況を上司、職員相互で常に把握することで、処理漏れや遅延がないよう徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

その42

1 監査対象機関 がんセンター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 1月 9日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 支出負担行為伝票について、業務完了後に起票している事例が多数認められた。

今後は、職員に対し業務完了後の起票が不適切であることを認識させるほか、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 産業廃棄物の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等の確認を徹底し、法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

### 3 講じた措置の内容

(1) 支出負担行為伝票については、病院内全職員に適正な経理事務を行うよう周知するとともに、経理事務を遂行する事務局職員全員にコンプライアンス研修を行った。今後は、担当者間で共有アドレスを使用して情報共有を図ることとする。

また、物品購入について物流業者や委託業者と連絡を密にして、発注後速やかな事務処理を行えるよう体制を整えるとともに、一括契約による物品購入を推進し、個別の随意契約を減らすことで事務処理の負担軽減を図った。

(2) 産業廃棄物の処分については、令和7年度契約時に関係法令等を確認し、法令で定める適正な契約を書面により締結することで、適正な事務処理を行った。

### 4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月20日

## その43

### 1 監査対象機関 総合救急災害医療センター

### 2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 3月21日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

令和5年度の支出事務において、決裁を行わずに支出を行っているものや不適正な方法による支出証拠書類の作成、書類の紛失等が多数認められた。

組織として事務の進捗管理や情報共有が行われておらず、また、決裁時の確認体制が機能していないことで不適正な支出事務が行われたことは誠に遺憾である。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、事務処理のスケジュールを可視化し、組織的に進捗状況の把握を行うとともに、伝票起票と支払登録は必ず別の者が行うなど、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 注意事項

支出負担行為伝票について、業務完了後に起票している事例が多数認められた。

今後は、必ず発注担当者が発注を行い、職員に対し業務完了後の起票が不適切であることを認識させるほか、組織的な進捗状況の把握やチェック体制の強化など、再発防止に向けた対策を講じること。

### 3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

定例的に支払を行う業務について、課全体の進捗管理表を作成し、各課員が業務の進捗に従って担当する業務の進捗状況を記載することとした。これにより、事務処理状況が可視化され、他の課員からも業務の進捗状況が確認できるようになった。

また、伝票の起票は業務担当者が行い、支払登録は医事経営課の予算担当が行うことで、伝票の起票と支払登録は必ず別の者が行うことを徹底している。

(2) 注意事項

支出負担行為伝票の起票の遅れの原因は、事業者が請求書・見積書・納品書を同時に提出するために発生することが多い。そこで、各事業者に対し、見積書を先に提出するよう書面で依頼した。

また、各課員には支出事務の手引の確認を行うよう指示し、正しい支出事務の流れを確認させている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月20日

#### その44

1 監査対象機関 循環器病センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和6年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 2月 6日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

支出負担行為伝票について、業務完了後に起票している事例が多数認められた。

今後は、所属内及び外部委託先に対し発注のルールを徹底させるとともに、職員に対し業務完了後の起票が不適切であることを認識させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

事務局長から担当職員に対し、発注前の見積書徴取及び調達回議書の起票を徹底するよう、改めて指導した。

また、外部委託先と担当職員で発注の手順を改めて確認することで、再発防止に努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月20日

## 第2 財政的援助団体等監査

### 1 出資団体

#### その45

- 1 監査対象団体 いすみ鉄道株式会社
- 2 本庁等主務課 総合企画部交通計画課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年11月19日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 1月23日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

令和5年度決算において、当期純損失を2,365万9千円計上し、繰越利益剰余金はマイナス2億3,429万3千円と依然として厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。

#### 4 講じた措置の内容

いすみ鉄道株式会社（以下「会社」という。）については、地域の生活の足としてだけでなく、房総半島に来訪者を呼び込む観光資源としての役割も担っていることを踏まえ、インフラ部分の維持・修繕費や鉄道運行に係る経費の一部について補助するなど、関係市町と協調して経営支援を行っている。

経営改善策として、会社では、令和6年度にランチクルーズなどの企画列車の運行や、JR等とのコラボ企画、グッズ販売などを行ってきた。

しかしながら、令和6年10月の脱線事故の影響により、予定していた企画の多くを中止せざるを得なくなった。

現在は、まずは利用者の多い大原・大多喜駅間の復旧を優先することとして、令和9年秋頃までに運行を再開することを目指し、鋭意、復旧工事に取り組んでいるところである。

県としては、会社に対し、復旧工事の期間や費用の縮減に加え、復旧までの間も、引退車両の記念イベントなど、できるだけ収益を得る方策を講じるよう求めるとともに、関係市町と連携して支援を行っていく。

#### 5 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月28日

#### その46

- 1 監査対象団体 千葉県住宅供給公社
- 2 本庁等主務課 県土整備部都市整備局住宅課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年12月20日
- (3) 監査結果報告年月日 令和7年 1月23日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

内部けん制体制の不備により、過年度の取引において公社職員が架空・水増し請求事件を起こした事例が認められた。

今後は新たに導入した工事完了後の現場確認制度を実施するとともに、発注から工事完了までの一連の業務について複数の者がチェックを行うなど再発防止策を着実に実行すること。

(イ) 注意事項

令和5年度決算において、2億3,900万円余りの当期純利益を計上したものの、なお32億5,128万円余りの債務超過の状態となっており、依然として厳しい経営状況が続いている。一方、借入金の返済については裁判所提出計画どおりに行われており、加えて第二次中期経営改善計画の目標経営指標に対する実績や各種事業の実績が計画を上回るなど、経営改善に向けた取組の成果は確認できる。

今後も債務超過の解消に向けて、新たに策定した第三次中期経営改善計画に沿って収益増の取組等を行い、経営の改善に努めること。

#### 4 講じた措置の内容

##### (1) 指摘事項

千葉県住宅供給公社（以下「公社」という。）が、工事完了後に発注担当部以外の職員により現場確認を実施するとして新たに策定した「千葉県住宅供給公社県営住宅小規模修繕工事現場確認要綱」の確実な実施とともに、工事内容の決定、発注、工事完了時の書類の確認及び支払関係書類等について、複数の職員がチェックを行う体制整備などの再発防止策が着実に実行されるよう指導及び助言を行った。

また、公社は、「コンプライアンス基本指針」や「内部統制に関する基本指針」、「内部通報・外部通報要領」、「社内監査実施要綱」などを新たに定め、内部けん制体制を整え、法令等違反行為の早期発見、抑止に取り組んでいる。

##### (2) 注意事項

公社は、裁判所計画に基づき債務を確実に履行するため、平成23年度策定の中期経営改善計画、平成30年度策定の第二次中期経営改善計画に引き続き、令和5年度に第三次中期経営改善計画（計画期間：令和6年度～10年度）を策定し、分譲事業（千葉ニュータウン、池花、茂原及び南流山）、賃貸事業その他の事業を実施することで、現在まで返済計画どおり債務を履行しながら債務超過額を縮減してきている。

県では、公社の指導監督機関として設置された副知事を委員長とする「千葉県住宅供給公社経営監理委員会」を年3回開催し、経営状況を監視しながら必要な指導及び助言を行っている。

分譲事業においては保有宅地の早期処分、賃貸事業においては公社賃貸住宅の入居率の維持に努めることにより、事業収支の改善を図るよう指導した。

また、修繕工事費、人件費などの経営コストの縮減にも取り組むよう指導した。

この結果令和6年度決算については、主に公社賃貸住宅の収益によって3億3,100万円余りの当期純利益を計上し、債務超過額を縮減したところである。

#### 5 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月24日

## 2 補助金交付団体

### その47

1 監査対象団体 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

2 本庁等主務課 健康福祉部健康福祉指導課

### 3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 財政的援助団体等監査

(2) 監査実施年月日 令和7年 4月24日

(3) 監査結果報告年月日 令和7年 5月28日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

令和5年度の決算書において、生活福祉資金貸付事業に係る経理処理の誤りにより、貸付金が3,187,806,717円過大となっている事例が認められた。

令和6年度において、当該貸付金の過大計上の修正を踏まえた適正な決算書を作成すること。

また、今後は、このような事態を発生させないよう、経理処理について各部署が連携し、複数の職員で漏れや誤りがないか確認を徹底することにより組織としてのチェック体制を強化するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

### 4 講じた措置の内容

今回、決算で誤りが生じた事業は、生活福祉資金貸付事業のうち、新型コロナ緊急小口資金特例貸付（以下、特例貸付）であり、この特例貸付は、償還免除が決定した場合、国の通知により、欠損補填積立金ではなく、国庫補助金等特別積立金（コロナ）から直接、欠損分を減額する例外的な会計処理を行う貸付事業であった。

このため、償還免除が決定した特例貸付金があった場合、会計処理上、資産である国庫補助金等特別積立金（コロナ）から同額を減額する必要があったが、会計を担当する総務部において、この処理を失念していたほか、貸付事業を担当する福祉資金部においても、決算書の確認を十分行っていなかったことから、令和5年度の決算において、資産が過大計上されることとなった。

千葉県社会福祉協議会では、当該事案を受け、会計処理の手順を改めて確認することをはじめ、事業内容や会計上のルールについて、職員、役員である監事、外部の会計顧問においても理解を深め、確認の徹底を図ること、職員による内部監査においても内部管理区分までの確認を徹底すること等の再発防止策を定め、6月4日の第1回理事会並びに6月25日の定時評議員会にて報告を行った。

なお、令和5年度に償還免除が決定し、国庫補助金等特別積立金（コロナ）に過大計上されていた3,187,806,717円分については、令和6年度決算にて、国庫補助金等特別積立金（コロナ）が減額され、訂正されたことを県で確認した。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和7年10月21日